

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

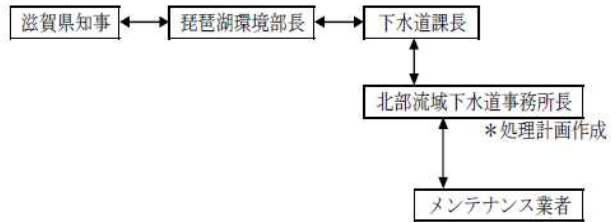
産業廃棄物処理計画書 令和5年(2023年)5月19日 滋賀県知事 三日月 大造 様 提出者 住所 滋賀県大津市京町四丁目1-1 氏名 滋賀県知事 三日月 大造 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0740-22-5255 (北部流域下水道事務所) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高島浄化センター
事業場の所在地	高島市今津町今津448-106
計画期間	令和5年4月～令和6年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業 小分類：下水道業
②事業の規模	処理水量（日最大） 16,400m ³ /日（令和4年度末現在）
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	高島浄化センター 汚泥、廃プラスチック（しき） 委託処理（運搬・焼却処分） 汚泥 脱水 脱水汚泥 委託処理（運搬・再生利用）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

滋賀県（施設管理者）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排出量	35,535 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	下水道普及率の増加から流入下水水量も増加して、汚泥の発生量は年々増加傾向にあるが、余剰汚泥の発生量を抑制するために、凝集剤の添加量低減を試みている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排出量	35,535 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も継続して取り組むこととする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する産業廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量を減少させるため、産業廃棄物の種類別の分別の徹底を促進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して取り組むこととする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3, 7 0 9 t	t
	（これまでに実施した取組） 湖西浄化センターで再生処理（燃料化）を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	9 2 7 t	t
	（今後実施する予定の取組） 令和6年1月よりコンポスト化（堆肥化）施設の稼働予定である。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3 1, 7 9 2 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3 1, 7 9 2 t	t
①現状	（これまでに実施した取組） 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則としており、下水汚泥の減量化・安定化・資源化を図るため事業所内で、中間処理（脱水）を実施している。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3 1, 7 9 2 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も継続して取り組むこととする。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全処理委託量	3 4 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	3 4 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規則を遵守している。 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理している。 資源循環型社会の構築のため、最終処分量の削減および再利用の拡大を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全処理委託量	3 4 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	3 4 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も継続して取り組むこととする。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。